

一般財団法人豊中こども財団 部会規程

(設置目的)

第1条 会員園各施設の認可の種類並びに新制度・従来制度の適用形態等により共通する諸課題について協議し、連携して取り組むために部会を置く。

(組織)

第2条 部会は 幼稚園部会・保育所部会・保育所乳児部会の3部会とする。

- ・幼稚園部会；幼稚園由来幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園及び従来型幼稚園
- ・保育所部会；保育所由来幼保連携型認定こども園及び0～5歳の保育所
- ・保育所乳児部会；0～2歳の保育所等

(部会長等)

第3条 各部会に部会長1名及び副部会長若干名を置く。

- 2 部会長は部会会員の互選による。
- 3 部会長は部会を代表し、会務を総理し、部会の議長となる。
- 4 部会長は副部会長を選任し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
- 5 部会長並びに副部会長は財団理事・評議員を兼務することができる。なお財団監事の兼務はできない。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 部会は部会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 部会の議事は、出席した部会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため会議に出席できない部会員は書面をもって表決することができる。この場合、会議に出席したものとみなす。
- 6 部会は、やむを得ない場合、書面や電子メールによる開催とすることができる。
- 7 部会の開催は概ね月1回とする。

(任期)

第5条 部会長、副部会長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(所管事項等)

第6条 部会の所管事項は理事会からの議案によるもののほか、部会長が必要と認めた事項とする。

2 部会が実施する事業や調査研究、政策提言等については、理事会に報告し、承認を受けるものとする。

3 部会が実施する事業にかかる経費については、「事業費 支払負担金支出」をもって充てるものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は令和5年(2023年)4月1日から施行する。